

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	特定非営利活動法人 たんぼぼの丘	種別	生活介護 就労継続支援 B 型 相談支援
代表者	野邑 浩子	管理者	辻本 和哲
所在地	大阪狭山市山本中 1358	電話番号	072-289-7503

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定め、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

代表理事の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 体制構築・整備

担当者名	法人本部における職務（権限・役割）	
野邑 浩子	代表理事	・法人本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
辻本 和哲	現場主任	・本部長のサポート ・現場の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
谷 正之	事務局メンバー	・現場主任のサポート ・関係各部署との窓口
大沼 加奈	相談支援業務 管理者	・従業員のサポート ・報連相業務の確認

(2) 情報の共有・連携

- ・職員同士の情報共有は、職員 LINE または、電話、職員連絡帳にて全職員が把握できるように管理。
- ・保護者への共有は、管理者から各事業部の職員へ通達、各職員から保護者へ連絡（送迎時・電話・LINE 等）
- ・報告に関しては、どんな些細な事であっても、通常と異なる様子があれば、その都度、職員間で共有する。
- ・また、専門機関や関係機関等の意見が必要な場合は、下記関係機関へ連絡する。

【関係機関先】

大阪狭山 市障害福祉課	072 -366 -0011
大阪 狭山市 基幹相談支援センター	072 -365 -1144
大阪府富田林保健所	0721 -23 -2681
大阪府黒山警察署	072 -362 -1234
大阪狭山消防署	072 -366 -0055

【医療機関先】

樫本病院	072 -366 -1818
大阪狭山市医師会休日診療所	072 -368 -1110
大阪府救急情報センター	06 -6693 -1199

(3) 感染防止に向けた取り組みの実施

- ・政府 HP や、保健所 HP 等より、最新情報を入手。
- ・基本的な感染症対策の徹底。

【基本的な感染症対策】

送迎車に関して

1. 車に乗る前に手指消毒
2. 検温
3. 降車後、車内消毒

エリアに関して

1. 換気・扇風機を回す
2. エリア内で朝礼・昼食・休憩を行う
3. エリア間の移動の禁止

介助に関して

1. 職員は常時消毒ボトルを身につける
2. 介助時は手袋を使用
3. 食事介助時は向きあわず横に座ること

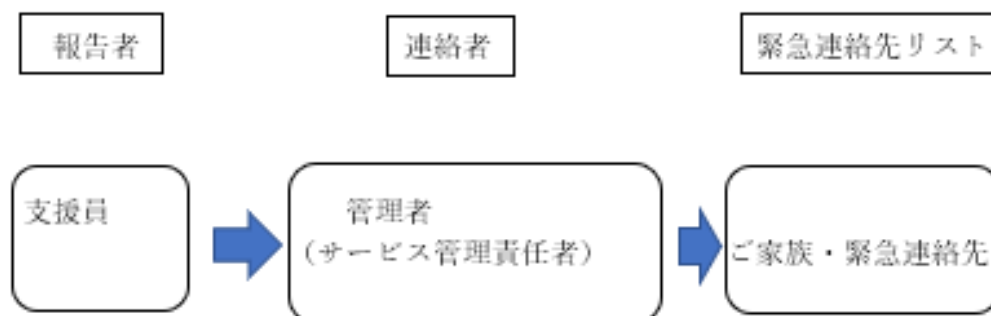
除菌に関して

1. ウイルスは鼻水・痰・咳に多く含まれる
2. 粘膜（目鼻口）より感染する
3. 物に付着したウイルスは2～3日で死滅する

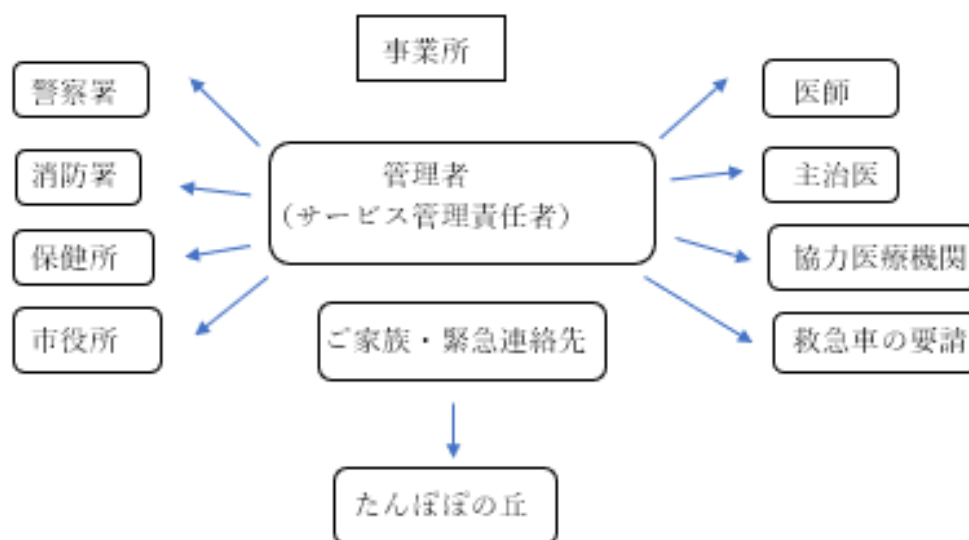
・備蓄品 依頼業者
株式会社 Life Bridge
553-0001 大阪市福島区海老江 5 丁目 3-20-6F
06-6458-0678 担当：今西氏

(5) 職員対応について

(1) ご家族への緊急連絡網の整備



(2) 緊急時の連絡網の整備



(6) 緊急時の業務内容の調整（優先順位等）

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			90%	70%	50%	30%
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、医療的ケア、創作活動、掃除 等	通常通り行う	通常通り行う	協力し合いながら業務を行う。 異性介助が必要な場合も、出来る限り個人の尊厳に配慮する	協力し合いながら業務を行い、ボランティア等、保護者や地域のカも借りる
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への情報提供、空間的分離のための部屋割り変更、施設内の消毒、来所者の体温測定、等	常に1～2名は専属で業務を行う	2名で業務を行う	支援員と協力し合いながら、感染対策が後手にならないように行う	ボランティア、保護者、地域とチームを組み、連携して行う
C:削減業務	・規模、頻度を減らす業務	内職、野外活動、就労訓練 等	通常通り行うが、個人間の距離を広く取るように努める	職員の手が空いている場合に限り行う	余裕があれば行う	行わない
D:休止業務	・上記以外の業務	外部への古紙回収等関連業務	感染拡大を鑑みて外部作業は休止する	感染拡大を鑑みて外部作業は休止する	感染拡大を鑑みて外部作業は休止する	感染拡大を鑑みて外部作業は休止する

(7) 研修・訓練の実施

- ・各種 BCP を共有する
- ・BCP の内容が理解できているかどうかを支援会議等で話し合う
- ・訓練等の実施（消防等と協力）

(8) BCP の検証、見直し

政府 HP や、南河内広域事務室からの注意喚起等に基づき、必要に応じて BCP の見直しを行う。
それに関して、日中活動事業所連絡会などで、普段から情報共有し合う。

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

代表理事の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	野邑 浩子	辻本 和哲
医療機関、受診・相談センターへの連絡	野邑 浩子	辻本 和哲
利用者家族等への情報提供	辻本 和哲	大沼 加奈
感染拡大防止対策に関する統括	野邑 浩子	辻本 和哲

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 第一報

- ・従業員からの連絡を受けた場合には、すぐに現場に駆けつける。
- ・現場での利用者の状態、病状を把握して速やかに対応する。
- ・ご家族への連絡を速やかに行い、状況等について詳細に報告する。
- ・賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- ・ご家族・市・関係機関先に報告する。
- ・病状急変時の状態を正確に記録する。
- ・感染症災害時の原因を究明し、全従業員で再発防止を図る。
- ・関係機関へ報告を速やかに行う。

(2) 感染症疑い者への対応

- ・症状が出ている利用者、職員等は、すみやかに抗原検査を行う
- ・陽性反応が出ている場合は、すぐに別室へ移動、保護者へ連絡、お迎えを待つ
- ・陽性反応が出ていない場合でも、高熱等の症状がある場合は、保護者へ連絡を行い、お迎えを依頼する。
- ・連携医療機関は

西山クリニック 〒589-0008 大阪府大阪狭山市池尻自由丘3丁目1-6
072-349-3120

(3) 消毒・清掃の徹底

送迎車に関して

1. 車に乗る前に手指消毒
2. 検温
3. 降車後、車内消毒

エリアに関して

1. 換気・扇風機を回す
2. エリア内で朝礼・昼食・休憩を行う
3. エリア間の移動の禁止

介助に関して

1. 職員は常時消毒ボトルを身につける
2. 介助時は手袋を使用
3. 食事介助時は向きあわず横に座ること

除菌に関して

1. ウイルスは鼻水・痰・咳に多く含まれる
2. 粘膜（目鼻口）より感染する
3. 物に付着したウイルスは2～3日で死滅する

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	野邑 浩子	辻本 和哲
関係者への情報共有	辻本 和哲	大沼 加奈
再開基準検討	野邑 浩子	辻本 和哲

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
------	------

<ul style="list-style-type: none">□ 都道府県・保健所等と調整 □ 訪問サービス等の実施検討 □ 相談支援事業所との調整 □ 利用者・家族への説明 □ 再開基準の明確化	
---	--

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	野邑 浩子	辻本 和哲
関係者への情報共有	辻本 和哲	大沼 加奈
感染拡大防止対策に関する統括	野邑 浩子	辻本 和哲
勤務体制・労働状況	野邑 浩子	辻本 和哲
情報発信	大沼 加奈	末永 紗枝

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機

<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有</p> <p><input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有</p>
<p>(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 労務管理</p> <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション</p>
<p>(6) 情報発信</p>	<p><input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p>

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）